

花見川中学校区（第22地区）

町内自治会会員様

千葉市

「花見川地区学校跡施設の利用方針（案）」について

初冬の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろより、本市行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市では、平成27年10月に「花見川地区学校適正配置地元代表協議会」から提出いただきました「花見川第二中学校、花見川第二小学校跡施設利用に関する要望書」の内容を踏まえ、花見川地区学校跡施設利用の全庁的な検討を行い、この度、花見川第二小学校跡施設につきまして、「利用方針（案）」を作成しましたので、お知らせします。

1 検討にあたっての基本的な考え方

- （１）中長期的な視点から、人口・世代構成や、周辺施設の立地状況、地元要望などを総合的に勘案して跡施設利用を行います。
- （２）「千葉市公共施設見直し方針」（平成26年7月策定）における見直しの基本方針（「施設利用の効率性向上」「施設の再配置」「施設総量の縮減」）に基づいて検討を行います。
- （３）花見川第二小学校跡施設については、第一種中高層住居専用地域であり、旧花見川第二中学校跡施設については、市街化調整区域であることを勘案し、都市計画法ならびに建築基準法に適合する用途について検討を行います。
- （４）市として利活用がなく、余剰となる跡施設については、売却や貸付等を行います。

2 意見の提出

利用方針（案）について、ご意見・ご提案等がございましたら、ご提出をお願いします。

（１）提出期限

平成29年1月13日（金）まで

（２）提出方法

「花見川地区学校跡施設の利用方針（案）」に対する意見」と明記し、ご意見・ご提案のほか、住所・氏名・電話番号・電子メール等の連絡先を記入の上、郵送・ファクシミリ・電子メールにより資産経営課にご提出ください。

なお、口頭、電話でのご意見・ご提案はお受けできませんのでご了承ください。

郵送	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市財政局資産経営部資産経営課
ファクシミリ	043(245)5654
電子メール	shisankeiei.FIA@city.chiba.lg.jp

（３）考え方の公表

提出していただいたご意見の概要とそのご意見に対する考え方は、後日千葉市ホームページにて公表する予定です。（※住所、氏名など個人情報は公表しません。）なお、類似しているご意見については、集約して示すことがあります。

また、いただいたご意見・ご提案に対する個別の回答は行いません。

お問い合わせ先

財政局資産経営部資産経営課

☎043-245-5285